



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	一民法学者の放浪記
Author(s)	鈴木, 禄彌; SUZUKI, Rokuya
Citation	北大法学論集, 55(6), 233-266
Issue Date	2005-03-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15337
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(6)_p233-266.pdf



一 民法学者の放浪記

鈴木 禄 彌

目 次

I はじめに

「何でも書きなはれ」 〳〵谷口知平先生〴〵

II 研究生活に入るまで

消去主義

大学入学 〳〵末弘巖太郎先生〴〵 〳〵我妻 栄先生〴〵

学徒出陣

復員・その後の学生生活 〳〵川島武宜先生〴〵

資本論の読書会 〳〵岡崎次郎先生〴〵

III 研究者見習いの時代

特別研究生（ドイツ法）となる 〃 来栖三郎先生 〃 山田 晟先生 〃

東大追放 「物上代位」

東大での内地留学の形・大阪市大助教授時代 「ラントシャフト」 「ドイツ登記法」

「綜合判例研究叢書」

ドイツ留学 〃 ヴィーアッカー先生 〃

帰国後の大阪での生活 「居住権論」 「根抵当権論」 〃 西原寛一先生 〃

IV 東北大学時代

東北大学への移籍

東北大学での研究生生活 「民法の基礎知識」

〃 中川善之助先生 〃 新訴訟物論

V むすび

要件と効果の相関・その他 先輩への追隨と批判

I はじめに

吉田（邦彦）教授から電話を戴いて、何十年ぶりでしょうか、この北大でお話をさせていただけることになって、感激しております。もつとも、御依頼の趣旨では、私の民法学の方法論を述べろということ、はじめは実は愕然としま

した。それというのが、私の業績目録を見ていただきますと、すぐおわかりですが、その中には、自分の方法論などというものを扱ったものはありませんし、そればかりでなく、方法論などというものを、私の頭の中だけでも、纏めようとしたこともありません。したがって、吉田教授からの電話でのお話も一時はおとりしようと思いましたが、ハツと、故谷口知平先生のお顔を思い出したので、吉田教授のお申出をお引き受けさせていただくことにしました。谷口先生というと、皆様が御存知なのは、京大教授だった谷口安平教授のことだと思えますが、ここで登場するのは、そのお父さんの知平先生、昔、私が大阪市大に勤務していました時の民法の主任教授のこととして、この先生のおもしろいお人柄の話をし出すと、とても時間がありませんが、先生がお教え下さったことの一つに、「原稿の依頼があつたら、何でも書きなはれ」——これは先生独特の関西弁です——ということでした。これは無茶苦茶な非良心的な方針のようにも見えますが、先生の御考えでは、何を勉強しても、ただ、人の書いた本を読んだだけでは本当に頭には入らない。それが自分で原稿を書いて印刷になるという事になれば覚悟ができて、必死になつて読み自分の頭の中でこなす事ができる、ということとして、事実、先生は、このお言葉を御自身でも守つてこられたようです。私も、このお言葉をいつも思いかべて、濫作などといわれていないとも限りませんが、今日まで、ほぼ完全に守ってきました。ですから本日の北大での話も、題目は少しふざけて放浪記などとしまして、なんとか、やつてみようと思つたのです。

谷口先生の独特なところは、「何でもやりなはれ」と言われることの範囲についてですけれども、これは学問だけじゃなくて、他のこともそうだったのです。もつとも、私はよくわかりませんが、先生はなんにしてもそんなにお上手じゃなかったとは思いますが、何でもおやりになりました。そういう面白い先生でございまして、ともかく、この先生にいろんな影響を受けました。

II 研究生活に入るまで

ところで、考えてみると、私は、座りなおして方法論などというものを樹立しようとした事はいまだかつてありませんし、いつの間にか何となく自分の学風がある程度まとまってきたにすぎず、いわば放浪の末のことなのです。本当は、私自身の性格のでき上りというか生い立ちというかといったものをお話ししなければならぬのですが、そんな事をする、話が何日もつづく事になってしまいます。そこで、自分なりに集約して見ますと、これまで、私は、自分の将来の道をこうしようと思つて、それを進んできたというわけではなく、Aの途もBの途も行きにくいから残ったCの途を選んだという、いわゆる消去法の人生を辿ってきたようです。旧制高校の——理科ではなく——文科を、そしてそこでの文甲や文丙でなくて文乙〔第一外国語はドイツ語〕を、大学進学で経済学部ではなくて法学部を選んだのも、さらに法学部のうちで最初は政治学科に入ったのに、のちに法律学科に変わった事も、みなそうです。

そんな風にして、昭和十七年十月に大学の法学部政治学科に入りまして、まず、民法総則の末弘⁽³⁾太郎先生の講義を受け、その柔軟で世間にも通じやすいと思えるお話しに、それまで一般人が持っていたような法律学というものの堅く融通性のないものだという観念を改めて、民法というものに、ある程度の関心を持つようになりました（このことに關しては、あとでもう一度述べます）。二年生になってから、法律学科に転科し、我妻⁽⁴⁾栄先生の講義をうかがい、これから大いに民法の勉強をしようと思うに至ったのですが、そのところで、青天の霹靂ともいふべき学徒出陣という不運で、末弘先生も我妻先生もすっかり頭の中からかすんでしまいました。私は、もともとまったく兵隊に向いていないとは思いませんでしたのに、軍隊に取られたのです。徴兵検査で甲種ということになれば、それはもちろん無条件に兵隊に行く。その下に乙種というのがありまして、この年までは、乙種に第一乙種、第二乙種というのがあっただけだったの

です。ところがその検査のときにはじめて第三乙種というのができたのです。第三乙種というのは元の丙種、つまり不合格だったのです。そして、建前上は第三乙種も兵隊に取られる可能性があることになったのですけれども、現実には兵隊にならずにすむと思っていたのです。

そんなことで、昭和十八年十二月一日という入営の日の三日ぐらい前、つまり十一月二十八日ぐらいまで私は大丈夫だと思っていたので大学にかよっておりました。その時、いま考えてみるといじらしかったのでありますけれども、みんなが兵隊に行くのだから俺は皆のあとを埋めなければいかん、大いに勉強しようと思つて、朝早くから夜かなり遅くまで大学の図書館へまいりまして、我妻(栄)先生の『近代法における債権の優越的地位』が載っている古い『法学志林』(二一九卷六号、七号、九号、一〇号、三〇卷三号、五号、六号、一〇号、一一号、三二卷二号、三号、四号、六号、一〇号(一九二七〜一九二九年))を一生懸命借り出してきまして読んでいたのです。ところが、二十八日のことでありますけれども、いまでも覚えておりますが、鈴木竹雄先生(5)の商法の講義に出ておりました。そうしたら講義の真つ最中に小使いさんがやってきまして、「法律学科二年の鈴木祿弥さん、おられますか。召集令状が来ましたからすぐにお宅にお帰りください」と言う。それで私はビックリ仰天いたしました。どうにもならないのです。鈴木先生に「それでは行ってまいります」と言つてお辞儀して教室を出ていったのです。のちに、戦争が終わりましてから、鈴木先生に「先生、覚えていてくれましたか」と言つたら、「全然覚えてない」と言われました。大勢の学生を相手にされているのですから、先生としては、当然の態度であられたでしょうが、私としては、ガツカリいたしました。こうして、兵隊に行かなきゃならんということになったのですが、私はそのときには私の人生の中で珍しく覚悟を決めたのです。それはどういふことかという、それは達成できない確率が多いけれども、ともかく生きて帰ってきたい。そして帰ってきたら次の日から学生に戻りたい。そういう覚悟で行こう、ということを決めまして、そのためには忍び難きを忍び、耐

え難さを耐えるという、中国の越王勾踐の臥薪嘗胆を覚悟して行ったのです。それは甚だ卑怯といつか当時は非国民のような考え方で、もちろんそんなことを人に言ったら大変でしたけれども、そういう覚悟をきめてまいりました。

十二月一日に、千葉県の柏に入営をいたしました。そのときには中学のときから友達だった福田平君と一緒になりました。学徒出陣でありますから、あっちこっち顔を知ってるやつがたくさんおりまして、別にそんなに違和感はなかったのですけれども、最初の一年間ほどにかくひどい目に遭いました。福田君は通信隊へ入りまして、それから經理になって、しかも内地に残りましたが、僕のほうは、その後、三重県の鈴鹿の第一航空軍教育隊というところに行きました。

やがて、訓練期間が終わると見習い士官になるわけです。「見習い士官になったらどこへ行きたいか」と上官が言うのです。私はそこがどうもずるくてよくないのですけれども、本当は内地へ残りたいのですが、「内地に残る」なんて言うとはブン殴られるのじゃないかと思いましたが、満州は以前に旅行したことがございますし、その当時はまだ満州が平和でございましたから、「北方に行く」と言ったら、本当に北方行きになりました。

見習い士官になりますときに、第一航空軍司令官という人がやってきまして、われわれに訓示を与えて、要するに「いままさにわが国は未曾有の危機に瀕しているから頑張れ」というようなことを言ったのです。当時の日本の陸軍の航空隊は四つに分かれておりまして、第一航空軍、第二航空軍、第三航空軍、第四航空軍がそれでした。その第一航空軍の司令官は陸軍中將李王根⁽⁷⁾(殿下)という人でした。その訓示は非常に流暢な日本語でしたけれども、何となくうら悲しいような感じがいたしました。私にもそのときにはまだはつきりとはわからなかったのですけれども、もしかしたらあの人も俺と同じようにしいたげられながら臥薪嘗胆しているのじゃないか、というふうに感じまして、俺も頑張らなければいけないな、と心のなかで思いました。

こうして、見習い士官になり、満州へ行きました。見習い士官というのは一応将校で、しばらくは、満州におりましたが、もしずうっとおりましたら、やがてシベリアへ行かなければならないことになったはずですが、運がいいといえは運がいいのですが、二十年の六月ぐらいに北京に転属になりました。北京からさらに青島に移り、その後、青島で終戦になりました。青島から佐世保までアメリカの上陸用舟艇に乗せられて帰ってきました。佐世保からは無蓋貨車で運ばれました。無蓋貨車というのは屋根のない貨車のことです。貨物列車でよく砂利なんか積んでいるやつで、屋根がないのです。この屋根のない砂利や泥を積む無蓋貨車に積まれて、九州を通り、それから山陽線を通り東海道線を通って東京まで帰ってきました。

その途中で、八幡のところを通りましたら、溶鉱炉の残骸が無残に聳えておりました。広島では原爆の跡を通りました。幸いにして原爆の跡は私の肉体には別に何の影響もなかったようです。貨車で運搬されるあいだに、これではもうサラリーマンになりたいくても日本にはサラリーマンなんてありはしないだろうから、まあしょうがないから帰ったら学者になろうかと、考えながら帰ってきました。

それでもまあ運がよかったです。青島にいましたから、中国派遣軍の中では二番目ぐらいに早めに復員できました。十二月三日ぐらいの夜遅くのことですが、ちょうどそのころ疎開をいたしました家族が西荻窪に住んでおりましたから、そこへまいりまして、扉をドンドンと叩いて叩き起こして帰ってきました。そして次の朝早くに私が起きて身支度をしていくものですから、親父が「おまえ、どこへ行くんだ」と言うから、「これから大学へ行きます」と答えまして、本当にそのまま講義を受けに大学へ行きました。東京の向島区（現在の墨田区）で工場を経営していた親父も、それを見まして初めて、「こいつはとて俺の跡は継ぎそうもないから、好きなことをやらせたほうがいいだろう」と言いまして、そういうことで、出征のときの覚悟どおり、大学に復学しました。

帰って一番最初に聞きましたのが、川島武宜先生(8)の民法の物権法の講義でして、そのときの私の気持ちについては、前に『ジュリスト』で川島先生の思い出の特集をやりましたときに、「川島先生の物権法論」という文章を書きました（一〇一三号（一九九二年））。そんなことで、川島先生には物すごく強い印象を持ちまして、初めて学問なるものに接したというような感じがしました。前にも申しましたけれども、出征前には、我妻先生の「債権の優越的地位」を一生懸命になって読んだのですけれども、帰国直後には、それより強く川島先生に大いに傾倒し、また、川島先生のお弟子になりました渡辺洋三君(9)であるとか、唄孝一君(10)であるとか、そういう人たちと親しくしておりました。

— そんなこともあって、もともと経済学が好きな友達たちと、『資本論』の読書会をやるうということになりました。それはどんな会かといいますと、私と中学のときからずうつと一緒で、後に大蔵省へ入りまして局長になりまして、やがて地方銀行の頭取から会長になった後藤達太君というのがおりまして、その叔父さんが岡崎次郎先生(12)という人で、この人は、向坂逸郎(13)とか、有沢広巳(14)とかの系統を引いたいわゆる労農派の経済学者でした。この方は変わっていて、経済学者ですけれども、大学にはほとんど就職したことがない。一年か二年だけ九州大学の教養部の先生になられたことがあり、また法政大学にも一年か二年おられたことはあるのですけれども、ほとんど大学には就職しておられない。その先生のご自慢は、「経済学者はたくさんいるけれども、他のやつは大学で食っているのです、本当にマルクスで食っているやつは俺一人だ。」といっておられたのです。そうはいっても、先生には『マルクスに凭れて六〇年』という随筆風の御本以外には、何にも著書がなくて、ただ『資本論』の翻訳とかはあるのです。それだけで飯を食っているという方でして、マルキストですが、ちっとも教条的な人じゃなかった。この読書会に参加していた者は、いずれも、やがては大蔵省やら通産省の局長やら最高裁の判事、都市銀行の重役などになりまして、学者になったのは、私一人でしたから、先生は、上述した御本のうちで、この読書会にあつまった学生たちのうちからは、一人のマルキストも育てられなかった、

と嘆いておられました。でも、この人の影響で、当時は、私もウツスラビク程度のマルキストになっていたのかもしれない。

Ⅲ 研究者見習いの時代

さて、大学を卒業することになったときに、研究室へ入りたい、それも本当は、民法をやりたい、と思い、我妻先生のところへ残りたいと思ったのですけれども、我妻先生は大先生ですから、大先生のもとにいきなりたずねて行くのは何となく気が引けるので、相談に行ったのは、来栖三郎助教授⁽¹⁵⁾のところでした。そうしたのは、来栖先生が、非常に話しやすいというか、親しみがありませんからです。来栖先生に、「どうでしょう」と言つたところが、来栖先生は「我妻先生のところは加藤君がいるし」、加藤君というのは加藤一郎⁽¹⁶⁾さんで、「それから幾代(通)君もいるから、あそこは駄目だろう。だからドイツ法にしておけ」とおっしゃつたのです。それで、私は、「そうですか。じゃあドイツ法にしましょう」と言つて、山田晟先生⁽¹⁷⁾のところへ行つたのです。あとで、よく考えてみると、ドイツ法をやるためにはまずドイツ語がよくできなければならぬ。まあ、ドイツ語だつて読むだけなら人にそう負けはしませんけれども、ドイツ語で喋ることなんていうのは全然やつたことがないです。それに私は、大体語学というのはそんなに好きじゃないのです。けれども、そういうことを考えもしないで、「じゃあそうしましょう」というので山田先生のところへ残りたいと申し上げました。こういう結果になつたのも、私がいい加減だつたからなのですが、来栖先生もいい加減でありまして、あとで、私が四十ぐらになつてから、来栖先生にその話をして、「先生のおすすめで独法にしたんです」と言つたら、来栖先生は、「そんなこと、俺、言つたかな」と言われましたので、私は、このときも、ガツカリしました。

こうして独法の特別研究生というものになりました。特別研究生というのは、一種の大学院学生に当たるわけですが、大学院学生と違ってちゃんと奨学資金をくれました。この奨学資金の額は、大体助手の給料と同じぐらいでした。ところが、そこで、私にとつては、また不幸が起こったのです。当時の大学院特別研究生という制度は、ちょうどいまの大学院の制度とその点はほぼ同じで、前期二年間と後期三年間とに分かれておるのですが、問題は、定員の点でして、それまでは、特別研究生がそう沢山はいなくて、定員にかなり余裕があったものですから前期を了えて、後期になるときにも、選抜がなかったのですけれども、私が前期二年を満期になりましたときには、もう後期の定員が満杯に近くなっていましたので、選抜がなされたのです。そんなわけで、山田先生の御指示で、とも角私は「物上代位」の論文を選抜選考の資料として三ヶ月間で作成させられました。今回のこの講演の下準備に、この物上代位の論文を、あらためて読んで見ましたが、学部卒業後二年足らずの者が三ヶ月で作った論文にしては、まずまずにできていると思いますが、ドイツ法だけではなくて、スイス法・フランス法それに加えてイタリア法まで——これは図書館でフランス語訳のイタリア法の文献を見つけて、苦勞して読んでまとめたのですが、それをのちに民商法雑誌に載せるときには自信がなくなつて、このイタリア法の部分は削除しました（「抵当権に基く物上代位制度について」（一）（二五元）「民商法雑誌二五巻四号、六号（一九五〇年）」——入っていましたから、ドイツ法学ではなく、良く言つて比較物上代位法でしたから、独法の修士論文としては、私自身が今審査委員になつたとしても、やっぱり落第にしたらうと思つて、あきらめています。もっとも、この頃からドイツ法の現行法をいわばそのまま日本で紹介するだけでは、という私の思い上がった傾向が出ていたのかもしれませんが。このようにして、特別研究生の後期への選抜に落第しました。

そのときに後期に残りましたのが、政治学者の福田敏一君と京極純一君、渡辺洋三君、小島和司君で、後期を撥ねられましたのが、私と国際法の小田滋君、それから早川武夫君というのがおりまして、神戸大学へ行って英米法をやつて

いた若いときから頭のツルツルツと禿げた男で、そして、ちょっと変わったものでは、日本政治思想史をやっております、お祭りの研究をやつて立教へ行きました神島二郎君(23)などがおりました。そういう連中が撥ねられたわけです。けれども、なかに、後期に残つたやつよりも撥ねられたやつの方が個性があつてピチピチしてゐるだろう、というのが私どもの負け惜しみです。

さらに、負け惜しみをいえば、私どもの論文のできがよかつたか悪かつたかということよりも、そのころ、東大に残しておいて助教授にできるポストがあつたかどうかということがかなり影響していたのではないかとも思います。というのは、私の指導教授の山田先生はまだそのころ教授になられたばかりでありますし、さつき言つた神島君に至つては、まだ助教授の丸山(24)(真男)先生についておりましたし、早川君は英米法でありますけれども、その前に伊藤正己(25)さんが、まだ特別研究生でしたけれども、まもなく助教授になられる予定でおられました。

ただし、ずっとあとで我妻先生が私に、「いや、あのときは俺がちょうど管理職で忙しくて、君たちの面倒がみられなかつた。それで鈴木竹雄君とか石井(26)(昭久)君とかそういう若い人たちに全て任せていたからで、君には大変気の毒なことをした」と、これも私への慰めのためだと思うのですけれども、そう言つてくださつたので、私はそれで満足し諦めております。

こうして、私は東京大学を追いだされることになりましたから、何処かの大学へ行かなければならないことになりました。そうはいつても東京の何処かに居たいと思つていたのですが、山田先生は「君が行くとしたら、北大か大阪市大しかない」とおっしゃいました。北大は旧帝大でしたから、格はよいことはわかつていましたが、私は、北海道はまだ一度も行ったことはありませんでしたし、何しろ船で津軽海峡を渡らなければならず、冬は寒いだろう。これに反して、大阪は、商人の町ですが、何度か行ったことはありますし、何よりも汽車で行けるのですから、大阪市大に決めました。

こうして、特別研究生の前期を終えて大阪市立大学の専任講師になりましたのが昭和二十四年九月で、それから半年して助教役になりましたが、翌二十五年九月までの間東大の研究室に内地留学していました。それは恐らく、まだ、大阪市大で私が講義をする必要がなかったのと、東大のほうも、私を気の毒だと思ってくれたからでしょうか、共同研究室に収容してくれました。私は、その間は、まだ我妻先生の債権の優越的地位を一生懸命に読んだり、ヘーデマンとかの影響もあって、ドイツの歴史に関心を持ちながら研究を進めたりしておりまして、ラントシャフトの研究というの書きました。これは、民法の研究からも、それからドイツ法の研究からも、少し脱線した変なものですが、「法学協会雑誌」の編集主任だった法制史の久保正幡先生が、推薦してくださいまして、同誌に載せてくださいました（ラントシャフトに関する一考察（一）（二完）「法協七〇巻四号、七一巻二号（一九五三年）」。もともと、この論文は、いま考えてみると、いいかげんなもので、論文の構成から見ても、石田文治郎先生⁽²⁸⁾がもつと前に書かれたものとは比較になりません。ただ、この論文は、私なりにには社会経済史学のような気分も混入させながら、一高時代の先生だった林健太郎先生⁽²⁹⁾、当時は東大の文学部教授（後に東大総長）をお訪ねしてお話を伺ったことも、今思えば、懐かしくも気はずかしいものです。そのほかに、当時有斐閣から続々出された総合判例研究叢書に、「即時取得」と「賃借権の譲渡転貸」を私としての初めての単行本として刊行させて戴きました（総合判例研究叢書・民法（6）、民法（11）（一九五七年、一九五八年））。これらは中味のできぐあいはとも角として、各事柄についての具体的な要件とそのそれぞれについての効果との関連を細かく考えるという点では、その後の私の研究の基本的傾向をなしているともいえるかもしれません。

この時期には、そればかりでなく、先の修士論文の「物上代位」を民商法雑誌に載せて戴きました（前掲論文）。また、担保法ばかりやっていたわけではなくて、登記制度の勉強を進めておりまして、比較法的研究の企画があったものですから、ドイツとスイスを私が担当いたしましたして、そのほかにイギリス法は幾代通さん⁽³⁰⁾、それからフランス法は関口

晃君⁽³⁾がそれぞれ担当して、あわせて法律時報に載せました。それが、「登記制度の比較的研究」です（「登記制度の比較的研究——ドイツおよびスイス」法律時報二四卷三号（一九五二年））。そして、そのときには担保法と登記法との有機的、関連的なことを考えながら、幾代さんとはいろいろ勉強致しました。似たような研究というところがあるけれども、幾代さんも物権法とか抵当制度とかやっておられたので、二人は何かと研究課題が競合するところがありました。二人で、だんだんお互いに領域を分けてゆき、登記法を幾代さんがやって、私が担保法のほうに力を入れるという結果になり、それから私が借地借家法をやっているときに、彼は不法行為をやるといふふうに分かれていきまして、私に言わせると「細胞分裂」をしたのです。二人のどちらも、意識したわけではありませんけれど、恐らく、それぞれが、たとえば登記法を僕がやっても、とても幾代さんにはかないそうもないと、あるいは逆に、借地借家法は社会的な見方が問題になるから、やっぱり鈴木にやらせたほうがいいと、そういうふうに分かれる結果になったのではないかと思います。

そうこうしているうちに、ドイツへ留学するということになりました。とにかくドイツというか、そもそも外国へ留学できるなどということは、当時、まだ昭和二十六年の終わりぐらいでしたから、全然予想もしていなかったのです。さて、ドイツへ行くとして、なぜチュービンゲンを留学先を選んだかというと、これは谷口先生の入れ知恵でございます。私が「先生、どうも情報が全然わからないから、どこの大学へ行ったらいいんでしょう。ベルリンが一番いいのかもしれないけれども、いまはソビエト占領地域のちよūdど真ん中ですから、どうしたらいいんでしょう」と申し上げたら、「それは是非チュービンゲンに行きなさい」とのお答えで、「どうしてですか」とうかがったら、谷口先生は昔そこに行かれたことがあるのです。そして、先生のいわれるには、ドイツの幾つもの大学の街のうちでは、チュービンゲンは爆撃を受けなかったほとんど唯一に近い町だから、第一に、行ったときに下宿がすぐみつかる、それが大事な

ことだといわれるのです。第二には、そういうふうには家があるからきつと偉い先生たちが来ているに違いない。だからテュービンゲンにしなさいとおっしゃったので、こちらには情報が全然ないのですから、「それじゃそうします」ということになりました。この点では、谷口先生の勤は本当によかったので、私は、行きましてすぐに泊まるころがありましたし、D A A Dの事務所もありまして、そこへ行ったら、すぐに下宿の世話をしてくれました。それに、大学にはいい先生がたくさんおられまして、民法では家族法のデレ Dilleとか、それから比較法のツヴァイゲルト Zwegertとか、その他にも法制史と法哲学をやってるシェーンフェルト Schönfeldとか、刑法のガラス Gallus などという人もおりました。それから、私が帰国した後にまもなくハンブルクへ移ってしまいましたけれども、マックスプランク・インスティテュートの比較法、国際私法の研究所がありまして、この研究所の教授たちの住む家があったからなのです。そのほかにも、まだ当時助手でしたけれども、後に非常に有名になったゼーリック Seelick という譲渡担保を専門にしておられる方が助手でおりました。だから、そういう点では、私の留学は、非常に恵まれてよかったです。

留学中は、ほとんど毎日、法学部の講義に出ておりましたが、今日若い皆さんが留学されるときは状況とは違って、もともと喋るつもりでドイツ語を習った覚えがありませんから、初めは本当に困ったのですが、実定法の講義はともかくわかる。なぜわかるかというと、言葉がわかるのじゃなくて、ああいう話が出てきたら、その次には多分こういう話が出てくるだろうと、察することができたのですから、民法の講義はほとんど全部わかったのです。ところが法哲学とか法制史とかになると、全然わからない。初めの一年間はそんなものでございました。ともかく、そうやって先生方の講義を一生懸命というほどではありませんが、聞いておりました。

そうこうしているうちに一年間の留学の期限が切れました。日本の国立大学は、教官の留学には非常に慣れていたものですから、そこからの留学生の諸君は、留学は延期などを認めてもらって、いろいろ手続きなどをしてくれたのです。

けれども、大阪市大は公立の大学で、そういう前例がなかったものですから、全然面倒を見てくれなかったばかりでなく、当時の日本は、まだアメリカの占領下でしたから、外国への送金は自由にはできず、私も両親からの資金援助などは、まったく受けられなかったのです。そんな次第で、私は、金がなくなってしまうました。そうしましたら、当時のテュービンゲンの法学部長で、民法とローマ法を両方やってるアイサー-Eisserという先生が非常に親切でして、バーデン・ヴェルテンベルク州の奨学資金を取ってくれまして、そんな状況でもう一年いられることになりました。私がテュービンゲンに居る最中に日本から二人、東大の先生が来られました。一人は西洋法制史の久保正幡先生で、もう一人は行政法の田中二郎先生⁽³²⁾でした。久保先生はカトリックのバチカンからの招聘でしたし、田中二郎先生は、多分外務省だと思っておりますけれども、あるいは文部省かもしれません、そういうところからのいわば派遣で来たので、どちらも当時の私から見れば非常に裕福な旅行をなさっていた方々です。

そうやって一年目はテュービンゲンに居たのですが、二年目の始まったぐらいのときに本屋でたまたまヴィーアッカー⁽³³⁾の『近世私法史 *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*』という本を見つけてまして、それを読み始めたのです。もちろんそう簡単に全部を読むような本じゃないのですけれども、なかなか面白そうだったので、それじゃひとつヴィーアッカー先生につくことにしようじゃないかと思いましたが、テュービンゲンとゲッティンゲンでは、所属する州が別だという理由で、もし金ももらえなくなってしまうって糧道が断たれては困りますから、正直にアイサー先生にそう言ったら、「そんなことは別にはつきり言う必要はない。言わないで行けばよろしい」とおっしゃったので、ゲッティンゲンに移りました。

ヴィーアッカー先生というのは、今から十年かそこら前に亡くなられたのですが、その時にまだ九十にはなっておられなかったですから、私をはじめで留学していたときは、そんなお年寄りじゃなかったはずですけども、物すごい近

眼で髪は真つ白。西洋人ですから金髪が簡単に白くなるのですが、私たちが見ると物すごい年寄りのように見える。それで異常にせっかちでして、いろんな話をするのに、こっちのドイツ語はまだ十分ではありませんから、先生も初めのうちは私のいうことを聞いてはくれるのですけれども、向こうの何かの質問に対して、こっちがモタモタしてたりすると、なかなか待っていてはくれないで面倒臭がる。当時は、そういう先生でした。しかし、その後二度目、三度目に訪独しましたときには非常に友好的に、非常に親切に扱ってくださるようになりました。それは、それまでに、私が先生の近世私法史の翻訳を完成しまして（『近世私法史』（創文社、一九六一年）、先生も私のこの仕事を認めてくださったからだと思います。

このときの留学についての私の気持ちとしては、何しろ戦後初めての留学ですから、とにかくドイツの文化というか、ドイツ法を吸収してくるのが使命だと思いましたが、もう一つ、私の個人的なことを言えば、私は二年間の兵役で空白ができていますから、ここで一生懸命勉強して、あの二年間の空白を埋めなければいけない、という覚悟がありましたから、ずうっと頑張っていたのです。若かったからでしょうけれども、ともかくあの状況でも病気にもならず、何とか帰ってまいりました。

日本に帰ってからは、大阪に居を構えて、随分勉強しました。その成果の一つは、大阪市立大学の『法学叢書』の一冊でした。当時の大阪市大法学部のスタッフは、みんなわりにエネルギーが豊富だったので、まず大先生の谷口さんとか西原寛一さん⁽³⁴⁾とか実方正雄さん⁽³⁵⁾とかいう人が、そして、若いほうでも、下山英二君⁽³⁶⁾、阿南成一君⁽³⁷⁾、小室直人君⁽³⁸⁾、松本三之介君⁽³⁹⁾、石本泰雄君⁽⁴⁰⁾などがそれぞれのもを書かれましたから、やがて、僕も書かなければいけないことになって、執筆の終わった諸君が「何か書け。どうしても書かなければいかん。何でもいいから書け」と言うのです。しかも、谷口さんの、前にも言いましたけれども、「とにかく書けと言われたら必ず書いたほうがいい」と言う口ぐせに圧倒さ

れて、『居住権論』（有斐閣、一九五九年）を書きました。

『居住権論』というテーマで法学叢書を書いた一つの理由は、ちょうど私が帰国してきましたときに、我妻先生がリーダリーで日本全国の借地・借家の現状の実態調査が実施され、大阪の分を私が分担責任者で実態調査をやれということになり、サブには神戸大学へ来たばかりの助教授でした西原道雄君(41)がなつてくださり、他の方々も参加をして実態調査をやったのです。この調査が非常に借家問題への私の関心を惹起させたということが原因です。

もう一つの原因は、私の全く私的なことですが、私が家内と一緒に住んでいたのは東住吉区の長屋だったことです。長屋と言っても、東京で言う長屋のような本当のスラムじゃないのですけれども、とにかく長屋なのですが、部屋数はそれぞれ四つか五つはあるのです。けれども、長屋は長屋で、何軒もの住居がくっついていっているのです。私が我妻先生に、「先生、大阪の長屋というのは、東京とは違って、必ずしもスラムばかりじゃありませんよ」と言ったら、先生が、「それじゃ見にいこう」と言つて見に来られたことがあるのです。それでお見せをしたら、「なるほど、そういえばそうだな」とおっしゃったことも、一つの思い出でもあり、それがまた私を借家問題に引きつけたことでもありました。

さらにもう一つの原因は、借地・借家に関しては、そのころには実際に判例などがたくさん出てきておりましたから、判例評釈などはたくさんありましたが、借地・借家法というものの全体の理念を考える人は比較的少なかったのです、それを私が考えてみようとしたのです。そのころすでに借家法の全体像を考えようとしたのは、私よりもちよつと若い早稲田大学の篠塚昭次君(42)でして、篠塚君はハイム・ゲダンケ Heimgedanke と言うドイツの考え方を基礎にすえよう、としていたのです。この言葉は、彼の訳によると郷里観念と言うことになるのです。私に言わせると、それは郷里観念と訳すべきじゃなくて、家庭の尊重思想ぐらいなのじゃないかと思うのですが、篠塚君によると、要するに家を借

りてる借家人だって、一定のところに住んでいればそれでかれの郷里ができる。だから、その郷里からかれをむやみに追ひ払ってはいかん、という考え方でした。この考え方を頭から否定するわけじゃありませんけれども、それは行き過ぎではなからうか、という気持ちがありましたが、つまり、借家人を保護することが必要だというのはもちろんですが、他面にまた、家主の立場からいえば自分は一定の年限を限って貸すだけのことを契約したのに、借家人が一旦入居してしまうと、正当な事由がない限り出ていけということはいえず、とくに、不動産価格、あるいは物価がどんどん上がっていったら、家賃は上げられない。そういうことになると、家主の犠牲において借家人は保護されていることになり、つまり借家人を保護する一種の社会政策が家主の犠牲において行われているのじゃないかということが、私の「居住権論」のすじみちだった、ともいえます。この私の理論は、近ごろになって、政策研究大学院大学の福井秀夫教授⁽⁴³⁾などから妙に高く評価されて、くすぐったい感じがしています。この居住権論が大阪市大の『法学叢書』になりまして、後に昭和三十五年に東北大学に移ってからすぐですけれども、それを東大にドクター論文として提出しまして、ドクターをもらいました。

その他にも、ドイツで読んできたヴァーアッカーの翻訳にこの時期に着手いたしましたして、だんだんとこの翻訳を完成させました。もつとも、この時期に、近代私法史の研究は、あきらめました。これも、語学についての私の自信のなさのせいです。この領域の研究のためには、ドイツ語やフランス語のみならず、イタリア語、スペイン語やら、そしてもちろんラテン語、さらに、ロシア語をはじめとするスラブ系の言葉だって、また、ギリシャ語だって、やらねばならない。そして、もし多少は、これらの言葉ができるようになったとしても、ヨーロッパの研究者の足もとにも、及ぶはずもない。そう悟ったからです。

IV 東北大学時代

さて、東北大学へ移ったのは一九六〇年のことですが、その切っかけも、私の生涯の経歴のいつものとおりいい加減なもので、計画的に、こうしよう、というのではなかったのです。そのときには、ちょうど北海道大学の五十嵐清君⁽⁴⁴⁾が、ドイツへ留学に行くことになり、それもまた急に決まったものだから、他の方に集中講義を頼むこともできなかったからでしょうか、私のところへ、「とにかく、集中講義で俺の講義の穴を埋めてくれ」と言う依頼が来ました。五十嵐君のためですから、断るわけにもいきませんで、講義に行くことになりましたが、この集中講義では、朝から晩まで、毎日四回ぐらゐの集約的講義でしたから、最後の頃には、何を喋っているのか自分でもわからなくなっていました。この北大での講義の帰りみちに、仙台で途中下車して、東北大の中川善之助先生⁽⁴⁵⁾をおたずねしたのが、私の東北大への転任の機縁になったのです。

このようにして、私の東北大での生活が始まりました。ここで、当時の東北大法学部の民法について申しますと、多少着任の時期は違いますが、第一講座⁽⁴⁶⁾広中俊雄教授、第二講座が私、第三講座が幾代通教授と並びまして、お互いに切磋琢磨し、教えかつ教えられたのです。(但し、他の面教授が私と同じように、このように考えておられたかどうかはわかりません)。幾代さんは、私の中学・高校の一年先輩ということもあり、更には、お互いの主な専門が不動産法であることもあって、いつも議論をし、教えて戴きました。なかでも、不動産についての即時取得に関しては意見が対立し、幾代さんの不動産登記法中でも、そのことが書かれております。また、広中君からは川島先生直伝の法社会学的見方について多くをおそわり、とくに借地借家の解釈の問題については単なる債務不履行を原因とするのではなくて、賃借人の信頼関係破壊という概念で事を纏められているまとめ方には、とても私には出来ないことだと思つて感服してお

りました。ただ、単に信頼関係破壊と言っただけでは、要するに、契約を解約しようという状況をいうだけのことで、現実には、どんな賃借人の行為がそれに当たるかを、詳細にきめなければならないのではないかという疑問もない訳ではありませんでした。

幾代・広中両教授は、あまり親族・相続には関心をお持ちではありませんでしたが、私は、形式的には、中川先生の民法第二講座の承継者の形になっていることもあって、やはり、この領域にも、多少は頭をつつ込まなければならぬという事情もあつたのです。ドイツ留学からの帰国の直後には「男女平等の西ドイツ的理解」(大阪市大法学雑誌一卷一号・二号(一九五四年))やら「各国の身分登録制度」(家族問題と家族法Ⅶ(酒井書店、一九五七年))などの家族法関係の論文も若干は書きました。その後は主としては財産法の領域に執着してきましたけれど、家族法からも全く離れてしまつたわけではなく、中川先生や谷口先生の御論著からは絶えずお教えをうけていました。とくに、我妻先生をライバルとしての身分法学の独立性を強調するという中川先生の気概には、大いに励まされ、また、先生の、たとえば、家のための養子——親のための養子——子のための養子といった素晴らしいスローガンにはいつも感服していましたが、私の悪い癖で、つい中川先生の揚げ足をとることに熱が入り、どうも先生の御機嫌をそこなつていた面もあつたようです。この辺も、私という子が成長してくる過程にあつて、中川先生という父親に対して反抗したくなつた、ということだったのでしょうか。さらに家族法学については——中川先生だけでなく、一般の傾向だけなのですが——婚姻とか親子とかの成立要件ばかりが細かく扱われて、その効果をあまり論じていない点が気になっていました。それが先生の身分行為論に対する私の批判にもなりましたが、さらに具体的にあらわれしたのは『民法の基礎知識』(有斐閣、一九六四年)に載せた扶養の論文でした。また、中川先生が採用しておられた「身分法」という標題も、それが戦前の民法の規定する家族法を前提のこととしても、夫婦や親子というものも、身分というのではなくて、妻に対する夫、子に対

する親という意味で、当面の特定人に対する関係を示すものであって、夫は社会一般に対しても夫といった身分に立つわけではなかったと考えられるので、妥当とは思えなかったのです。私も、あと何年生きられるかわかりませんが、とも角、このような私の身の程知らずの批判をちゃんと織り込んだ新しい体系の親族法の本を出して、中川先生への御恩返しが出来ればと思っています。

こうしているうちに、幾代・広中・鈴木という三人で『民法の基礎知識』（前出）という小さな本を出しまして、それがいささか民法学界に刺激を与えたようにも思っています。さらに、私自身は担保法や借地借家法を、そして家族法にも手を出して、よく言えば生産力豊かな、悪く言えばごちゃごちゃな研究になりました。このような結果になりました一つの原因は、講義はローテーションで民法全体を教えなければならぬので、教えるためには、何しろ、自分自身が納得しなければならぬということがありまして、いろんな問題に頭を入れてみなければならず、とくに私は前に述べた谷口先生のご教示にしたがって、原稿依頼は何でも引受けていたという事情もありました。

大学以外の委員としては、まず法制審議会の民法部会の委員と強制執行法部会の委員を致しました。香川保一⁽⁴⁷⁾君という、高校のときの同級生で、もう辞めましたでしたが最後には最高裁へ行った人が、当時は、法務省民事局の局付検事として、この香川君が私のところへ来まして「民法部会の幹事にならないか」といつてきました。確か私が、「いや、僕は学者だから、君の都合のいいような発言ばかりはしないかもしれないし．．．」と言ったら、「いや、そんなことは構わない」と言うから、「それじゃ、なる。ただし、僕は法制審議会を旅費つきの研究会だと思いが、それでいいか」と言ったら、香川君は「それでいい」と答えたものですから、審議会に入りました。それは本当にいわば一種の研究会でありまして、特にいろんな違う領域の、偉い先生方と議論することができました。我妻先生、川島先生、四宮和夫先生⁽⁴⁸⁾、それから裁判官では、大先輩としては村松俊夫⁽⁴⁹⁾さん、有名な強制執行法専門の裁判官ですが、そういう方がおられました

し、大体同年輩ぐらいの方としては、加藤一郎氏、三ヶ月⁽⁵⁰⁾さん、星野英一君、清水誠君という人がおられました。法務省の人としては香川君のほかにものちにやはり最高裁に入りました貞家⁽⁵³⁾（克己）君、その他にも宮脇⁽⁵⁴⁾（幸彦）君でありますとか、浦野⁽⁵⁵⁾（雄幸）君でありますとか、そういう人たちがおりました。この会は、法務省の委員会でありましたも行政的な何かを決定する委員会じゃありませんで、全く研究会みたいな雰囲気議論をしました。

県の委員としては、宮城県の土地収用委員会とか、宮城県建設工事紛争審議会というものをやり、どちらも会長もやりました。どちらの仕事も無論裁判ではありませんけれども、当事者に来てもらっていろんな事実関係を聞いたり、法律的な議論をしたりしまして裁決をするのですから、ある程度は実務のやり方や、当事者の意識というものを勉強いたしました。

それから、ほんの二・三年ですけれども司法試験の委員もいたしましたして、いまでも覚えているのは、舟橋⁽⁵⁶⁾（諱一）先生とか、於保⁽⁵⁷⁾（不二雄）先生とか、実務家では川島一郎⁽⁵⁸⁾（東京高裁長官）さんという人たちとご一緒になりました、そういう方々にもいろんな物の考え方を教えていただきました。

なお、三ヶ月氏の新訴訟物論が出ますと、これに大いに関心をもちました。民訴法学自体はあまりよくはわからないのですが、たとえば、債務不履行か不法行為かという法性決定は、訴訟の当事者にとつては大して重要なことではなく、要するにどれだけの損害賠償がとれるか、支拂わねばならぬか、つまり「受給権」という概念こそが、ここで重要なのだという観点から、大いにこの新しい訴訟物論に共感したのです。

V むすび

こんな風にして、約六〇年の間に、いろいろなことについて、随分沢山の書き物を出してきました。この講演のテーマに即して、それらをまとめてみますと、要するに個々の事例については、要件が完全に具備するか否か、ないしは完全な効果があるか否かということは減多になくて、それらを構成しているいろいろな要素の有無が重要である、というのが、私の考えです。例えば、借地借家法での借家契約の解約についての正当事由の有無自体よりも、それを構成する賃料の支払とか、建物の損傷の有無とか、さらには、借家人の個々の態様のあり方が、問題であり、さらにはそれらの個々の事項について、例えば、賃料のどれ丈をどの期間滞納したか等が問題になるわけです。そして、このような見方をして正当の事由がどれ程存在するかに対応して、借家人に明渡しを請求しうるとするについても、立退料を与えるべきか、これが又、どれ程の額かということが決せられなければならないと考えます。このような考え方は、例えば、売買によって特定物の所有権が何時移るかという問題についても言えるのであり、重要なのは、いつ所有権が移るかではなくて、いつを時点として、売主ないしは買主が、どういう具体的な権限を取得し、ないしは失うかということが重要なのではないかと、考えてきました。

こういう考え方をまとめるとすると、事案の要件具備の程度を、数量化することが出来ないかな、と空想し、それに応じての効果も数量化されて、前者を横軸、後者を縦軸とする線グラフが出来ればとも空想してきました。法的効果については、今日では、殆んどの事柄を金銭的にみることに許されるでしょうから、この空想もある程度は実現できるでしょうが、要件の方は、事柄自体も多様であり、一つ一つの事柄の程度を数量的に表現することには困難が多いという難点があります。

そればかりでなしに、私自身も大学の教授としての毎年の試験の度に煩悶せしめられてきたことがあります。たとえば、六〇点及第だとすると、六〇点以上の奴は出来る奴で、五九点以下は出来ない奴と看做されることになります。五

九点の奴は可哀想だからまけてやろうということになりますと、それだつたら五八点もどうするということが生じてきて、以下、問題が無限に続いていくことになります。第一、私の一点刻みの採点が本当に正確かどうか自信ありません。この悩みを解決する一つの方法は、六〇点からのプラスマイナスの差に依じて、次の年度の留年中の月謝を低くないし高くする方法があれば、いくらか、私の気が落ち着くかもしれません、その方法は事務的に不可能に近いでしょう。このことはつまり、社会の多くの事柄について線グラフ的な解決は実際にはできず、棒グラフ的解決しかできないような場合が多いことを示しています。

今までの私の多くの研究は、主として、社会における事態というものには、相互に近似してはいても、一つはAで、もう一つはA+ Δ という風に微細な差異があり、これをきちんとして認知することが、法学者の任務であると思つて、私も一生懸命努力して参りました。しかし、社会における一つ一つの事態に正確に対応する効果を与えることが、本当の公平だと考えると、厳密に公平を実現することは費用と時間との関係で殆んど不可能ということになります。そこで、厳密には要件に微妙な差異 Δ があつても、それを無視して、一定の範囲の事態を一律にAと扱つて、Bという効果を与えることが、社会のやむを得ざる要請であるということもでき、どの程度の、どのような差異ならばこれを無視して捨象して扱うかを決することこそが、社会の要請への適応であり、それも法学者の任務だといえます。この微細な Δ を無視することが、私などに最初に民法学を教えて下さつた末弘厳太郎先生のおっしゃつていた「嘘の効用」といえるかもしれません。数学において、微分と積分の双方があつて、いずれも重要であるように、具体的な事案の差異を正確に認識して効果を区別して与えることも必要ですが、微細な差異はあえて無視して、一つの結果に纏めることも重要だと考へております。

最後に、吉田教授からの御注文であります、私の民法学の方法の由来ですが、今になつて考えてみますと、私の一生

のその時その時に、いろいろ感服して、私なりにその学問のやり方を採り入れさせていただいた方々は、沢山ありますが、本当に心から心服して、この人とまったく同じ方法論をとり、××宗とか××学派に入ろうと思つたことはないのです。これは私の根性が変にひねくれていたせいでしょうか、だれかをすばらしい学者だと一応感じはしても、すぐになんだか批判的になって、なんとか揚げ足をとることはできないかと思つて、その方の説の欠陥を一生懸命になつて、さがすというのが私の人生だつたようです。ですから私の方法論というのも、なんとなく、まとまらず、矛盾に充ちている、という事にもなつていふのだと思います。もし、私の考え方に部分的にせよ賛同して下さる方があれば、皆様がお教をうけている北大の諸先生は、もちろん大変偉い方々ですから、そこからどんどん色々なことを吸収することは大切なのももちろんですが、多分、どの先生の説にも、少しぐらいは欠陥もありでしょうから、それをうまく修正して、さらに先生方を乗り越えてゆく、といった気概も大事なように思います。

(1) 谷口知平【一九〇六一—一九八八】京都帝国大学法学部卒。大阪商科大学Ⅱ大阪市立大学教授、龍谷大学教授を歴任。著書に『英米契約法原理』（一九三二・有斐閣）、『日本親族法』（一九三五・弘文堂）、『不当利得の研究』（一九四九・有斐閣）、『親子法の研究』（一九五六・有斐閣）等がある。

(2) 谷口安平【一九三四—】京都大学法学部卒。京都大学教授、帝京大学教授を経て、現在、東京経済大学教授。弁護士。著書に『倒産処理法』（一九七六・筑摩書房）、『演習破産法』（一九八四・有斐閣）、『口述民事訴訟法』（一九八七・成文堂）、『民事紛争処理』（二〇〇〇・信山社）、『民事執行・民事保全・倒産処理（上）』（二〇〇〇・信山社）等がある。

(3) 末弘敏太郎【一八八八—一九五二】東京帝国大学法学部卒。東京帝国大学教授を歴任。著書に『債権各論』（一九一八・有斐閣）、『物権法（上巻・下巻第一分冊）』（一九二二—一九二二・有斐閣）、『農村法律問題』（一九二四・改造社）、『労働法研究』（一九二六・改造社）、『民法雑考』（一九三三・日本評論社）、『嘘の効用』（一九三七・改造社）、『民法雑記帳』（一九四〇・日本評論社）、『末弘著作集（I—V）』（一九八〇・日本評論社）等がある。

- (4) 我妻栄【一八九七—一九七三】東京帝国大学法学部卒。東京（帝国）大学教授、貴族院議員、法務省特別顧問を歴任。著書に『民法講義（I—V4）』（一九三〇—七二・岩波書店）、『近代法における債権の優越的地位』（一九五三・有斐閣）、『親族法』（一九六一・有斐閣）、『民法研究（I—XI補巻）』（一九六六—七九・有斐閣）等がある。
- (5) 鈴木竹雄【一九〇五—一九九五】東京帝国大学法学部卒。東京（帝国）大学教授、上智大学教授を歴任。弁護士。著書に『商法』（一九五二・勁草書房）、『商法——会社法（I—III）』（一九五二—五三・弘文堂）、『商法——商行為・海商・保険』（一九五四・弘文堂）、『手形法・小切手法』（一九五七・有斐閣）、『商法とともに歩む』（一九七七・商事法務研究会）、『商法研究Ⅱ』（一九七一—八一・有斐閣）、『幾山河』（一九九三・有斐閣）等がある。
- (6) 福田平【一九三—】東京帝国大学法学部卒。神戸大学教授、東京教育大学教授、一橋大学教授、東海大学教授を歴任。著書に『違法性の錯誤』（一九六〇・有斐閣）、『事実の錯誤と法律の錯誤』（一九六一・有斐閣）、『目的的行为論と犯罪理論』（一九六四・有斐閣）、『市民のための刑法』（一九七二・有斐閣）、『刑法解釈学の基本問題』（一九七五・有斐閣）等がある。
- (7) 李王垠（李垠）【一八九七—一九七〇】朝鮮李王朝最後の皇太子。一九〇五年に皇太子となり、一〇歳のときに初代韓国統監・伊藤博文によって日本に移送された。陸軍士官学校、陸軍大学校を卒業後、軍職に就き、敗戦時は陸軍中将、軍事参議官。
- (8) 川島武宜【一九〇九—一九九二】東京帝国大学法学部卒。東京（帝国）大学教授を歴任。弁護士。著書に『所有権法の理論』（一九四九・岩波書店）、『債権法総則講義第一』（一九四九・岩波書店）、『民法解釈学の諸問題』（一九四九・岩波書店）、『日本社会の家族的構成』（一九五〇・日本評論社）、『民法Ⅲ』（一九五五・有斐閣）、『民法Ⅰ総則・物権』（一九六〇・有斐閣）、『科学としての法律学』（一九五五・弘文堂）、『民法総則』（一九六五・有斐閣）、『川島武宜著作集（全二巻）』（一九八一—八六・岩波書店）等がある。
- (9) 渡辺洋三【一九二—】東京大学法学部卒。東京大学社会科学研究所教授、帝京大学教授を歴任。著書に『農業水利権の研究』（一九五四・東京大学出版会）、『法社会学と法解釈学』（一九五九・岩波書店）、『法というものの考え方』（一九五九・岩波書店）、『土地・建物の法律制度（上・中）』（一九六〇—六二・東京大学出版会）等がある。
- (10) 唄孝一【一九二四—】東京大学法学部卒。東京都立大学教授、北里大学教授を歴任。著書に『医事法学への歩

- み』(一九七〇・岩波書店)、『人事法Ⅱ』(共著)(一九七五、一九八〇・有斐閣)、『死ひとつ』(一九八八・信山社)、『臓器移植と脳死の法的研究——イギリスの25年』(一九八八・岩波書店)、『脳死を学ぶ』(一九八九・日本評論社)、『生命維持治療の法理と論理』(一九九〇・有斐閣)、『家族法著作選集(一一三巻)』(一九九二・日本評論社)等がある。
- (11) 後藤達太【一九二三—】
 東京帝国大学法学部卒。大蔵省入省後、北九州財務局長、銀行局長を経て、航空貨物通関情報処理センター理事長、日本航空専務、西日本銀行会長及び頭取等を歴任。現在、西日本銀行相談役。
- (12) 岡崎次郎【一九〇四—?】
 東京帝国大学文学部卒、同経済学部卒。九州大学教授、法政大学教授を歴任。著書に『マルクスに凭られて六十年』(一九八三・青土社)がある。
- (13) 向坂逸郎【一八九七—一九八五】
 東京帝国大学法学部卒。九州大学教授を歴任。著書に『地代論研究』(一九三三・改造社)、『マルクス伝』(一九六二・新潮社)、『資本論入門』(一九六七・岩波書店)、『わが資本論』(一九七二・新潮社)、『資本主義における失業の不可避性』(一九八七・社会主義協会出版局)等がある。
- (14) 有沢広巳【一八九六—一九八八】
 東京大学経済学部卒。東京大学教授、法政大学教授、同大学総長を歴任。著書に『世界恐慌と国際政治の危機』(一九三二・改造社)、『日本工業統制論』(一九三七・有斐閣)、『戦争と経済』(一九三七・日本評論社)、『インフレーションと社会化』(一九四八・日本評論社)等がある。
- (15) 来栖三郎【一九二二—一九九八】
 東京帝国大学法学部卒。東京大学教授を歴任。著書に『契約法』(一九七四・有斐閣)、『法とフィクション』(一九九九・東京大学出版会)等がある。
- (16) 加藤一郎【一九二二—】
 東京帝国大学法学部卒。東京大学教授、同大学総長、国連大学副学長、成城学園学園長を歴任。著書に『民法における論理と利益衡量』(一九七四・有斐閣)、『不法行為』(一九五七・有斐閣)、『不法行為法の研究』(一九六一・有斐閣)等がある。
- (17) 山田晟【一九〇八—二〇〇三】
 東京帝国大学法学部卒。東京(帝国)大学教授、成蹊大学教授、愛知学院大学客員教授を歴任。著書に『ドイツ法概論(上・下)』(一九四九・有斐閣)、『近代土地所有権の成立過程』(一九五八・有信堂)、『ドイツ近代憲法史』(一九六三・東京大学出版会)等がある。
- (18) 福田歓一【一九二二—】
 東京帝国大学法学部卒。東京大学教授、明治学院大学学長を歴任。著書に『近代の政治思想』(一九七〇・岩波書店)、『近代政治原理成立史序説』(一九七一・岩波書店)、『現代政治と民主主義の原理』(一九

- 七二・岩波書店)、『福田歛一著作集(全一〇巻)』(一九九八・岩波書店)等がある。
- (19) 京極純一【一九二四—】 東京大学法学部卒。東京大学教授、千葉大学教授、東京女子大学学長を歴任。著書に『政治意識の分析』(一九六八・東京大学出版会)、『現代民主政と政治学』(一九六九・岩波書店)、『文明の作法』(一九七〇・中央公論社)、『日本の政治』(一九八三・東大出版会)等がある。
- (20) 小嶋(小島)和司【一九二四—一九八七】 東京帝国大学法学部卒。東京都立大学教授、東北大学教授を歴任。著書に『憲法概観』(一九六八・有斐閣)、『憲法学講話』(一九八二・有斐閣)、『憲法概説』(一九八七・良書普及会)等がある。
- (21) 小田滋【一九二四—】 東京大学法学部卒。東北大学教授、国際司法裁判所(ICJ)判事・副所長を歴任。著書に『海洋の国際法構造』(一九五六・有信堂)、『海洋法(上)』(一九七九・有斐閣)、『海洋法二十五年』(一九八一・有斐閣)等がある。
- (22) 早川武夫【一九一四—】 東京帝国大学文学部卒、同法学部卒。神戸大学教授、専修大学教授を歴任。弁護士。著書に『裁判所規則制定権の歴史』(一九五二・日本評論新社)、『英米法サロン』(一九六七・一粒社)、『アメリカ法学の展開』(一九七五・一粒社)、『アメリカ司法と計量法学』(一九七九・神戸大学研究双書刊行会)、『会議法の常識』(一九八五・商事法務研究会)等がある。
- (23) 神島二郎【一九一八—一九九八】 東京帝国大学法学部卒。国立国会図書館調査員、明治大学助教授、立教大学教授、立正大学教授を歴任。著書に『近代日本の精神構造』(一九六一・岩波書店)、『日本人の結婚観』(一九六四・筑摩書房)、『文明の考現学』(一九七二・東京大学出版会)、『国家目標の発見』(一九七二・中央公論社)、『常民の政治学』(一九七二・伝統と現代社) 現代ジャーナリズム出版会)、『日本人の発想』(一九七五・講談社)、『政治の世界』(一九七七・朝日新聞社)等がある。
- (24) 丸山真男【一九一四—一九九六】 東京帝国大学法学部卒。東京大学教授を歴任。著書に『日本政治思想史研究』(一九五二・東京大学出版会)、『現代政治の思想と行動』(一九五六・未来社)、『日本の思想』(一九六一・岩波書店)、『戦中と戦後の間』(一九七六・みすず書房)、『後衛の位置から』(一九八二・未来社)、『文明論之概略』を讀む』(一九八六・岩波書店)、『忠誠と反逆』(一九九二・筑摩書房)等がある。
- (25) 伊藤正己【一九一九—】 東京帝国大学法学部卒。東京大学教授、最高裁判所判事等を歴任。著書に『言論・出

- 版の自由」(一九五九・岩波書店)、「憲法の研究」(一九六五・有信堂)、「イギリス法研究」(一九七八・東京大学出版会)、「憲法入門」(一九六六・有斐閣)、「憲法」(一九八二・弘文堂)、「裁判官と学者の間」(一九九三・有斐閣)等がある。
- (26) 石井照久【一九〇六一一九七三】東京帝国大学法学部卒。東京(帝国)大学教授、成蹊大学教授、同大学学長を歴任。著書に『普通契約約款』(一九五七・勁草書房)、『株主総会の研究』(一九五八・有斐閣)等がある。
- (27) 久保正幡【一九一一—】東京帝国大学法学部卒。東京大学教授、國学院大学教授を歴任。著書に『西洋法制史研究』(一九五二・岩波書店)がある。
- (28) 石田文次郎【一八九二—一九七九】京都帝国大学法科大学卒。神戸高等商業学校教授、東北大学教授、京都大学教授を歴任。著書に『土地総有権史論』(一九二七・岩波書店)、『財産法に於ける動的理論』(一九二八・巖松堂)、『現行民法総論』(一九三〇・弘文堂)、『ギールケの団体法論』(一九三二・ロブス書院)、『担保物権法論(上・下)』(一九三三—一九三六・有斐閣)、『債権総論講義』(一九三六・弘文堂)、『債権各論講義』(一九三七・弘文堂)、『民法大要(全六編)』(一九三七—一九三九・有斐閣)等がある。
- (29) 林健太郎【一九一三—二〇〇四】東京帝国大学文学部卒。旧制一高教授、東京大学教授、同大学総長、参議院議員を歴任。著書に『近代ドイツの政治と社会』(一九五二・弘文堂)、『史学概論』(一九五三・有斐閣)、『現代社会主義の再検討』(一九五八・中央公論社)、『ワイマル共和国』(一九六三・中央公論社)等がある。
- (30) 幾代通【一九二三—一九九一】東京帝国大学法学部卒。名古屋大学教授、東北大学教授、上智大学教授を歴任。著書に『不動産登記法』(一九五七・有斐閣)、『民法総則』(一九六九・青林書院新社)、『不動産登記法の研究』(一九七三・一粒社)、『不法行為』(一九七七・筑摩書房)、『登記請求権』(一九七九・有斐閣)、『不動産物権変動と登記』(一九八六・一粒社)等がある。
- (31) 関口晃【一九二二—】東京大学法学部卒。東京都立大学教授を歴任。
- (32) 田中二郎【一九〇六一一九八二】東京帝国大学法学部卒。東京(帝国)大学教授、最高裁判所判事を歴任。著書に『公共企業法』(一九四〇・日本評論社)、『行政法の基本原理』(一九四九・勁草書房)、『行政行為論』(一九五四・有斐閣)、『行政争訟の法理』(一九五四・有斐閣)、『法律による行政の原理』(一九五四・酒井書店)、『行政上の損害賠償及び損失補償』(一九五四・酒井書店)、『公法と私法』(一九五五・有斐閣)、『地方制度改革の諸問題』(一九五五・有信堂)、『土地法』(一九五五・有信堂)等がある。

九六〇・有斐閣)、『租税法』(一九六八・有斐閣)、『司法権の限界』(一九七六・弘文堂)、『日本の司法と行政』(一九八二・有斐閣)等がある。

(33) フランツ・ヴィーアッカー (Franz Wieacker) 【一九〇八一—一九九四】ライプツィヒ大学教授、フライブルク大学教授、ゲッティンゲン大学教授等を歴任。著書に『Lex commissoria: Erfüllungszwang und Widerruf im römischen Kaufrecht, Berlin 1932』; *Wandlungen der Eigentumsverfassung*, Hamburg 1935; *Societas: Hausgemeinschaft und Erwerbsgesellschaft*, 1936; *Bodennrecht, Hamburg 1938*; *Hausgenossenschaft und Erbenseizung*, 1940; *Zum System des deutschen Vermögensrechts*, 1941; *Vielfalt und Einheit der deutschen Bodenrechtswissenschaft*, Stuttgart 1942; *Das römische Recht: Wirklichkeit und Überlieferung*, Leipzig 1944; *Das römische Recht und das deutsche Rechtsbewußtsein*, Leipzig 1945; *Über das Klassische in der römischen Jurisprudenz*, Tübingen 1950; *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit: unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Entwicklung*, Göttingen 1952; *Das Sozialmodell der klassischen Privatrechtsgesetzbücher und die Entwicklung der modernen Gesellschaft*, Karlsruhe 1953; *Zur rechtstheoretischen Präzisierung des § 242 BGB*, Tübingen 1956; *Gründer und Bewahrer: Rechtslehrer der neueren deutschen Privatrechtsgeschichte*, Göttingen 1958; *Die Krise der antiken Welt*, Göttingen 1974; *Einführung, Quellenkunde, Frühzeit und Republik*, München 1988 等がある。

(34) 西原寛一 【一八九九—一九七六】東京帝国大学法学部卒。京城大学教授、大阪商科大学、大阪市立大学教授、関西学院大学教授、神戸学院大学教授を歴任。弁護士。著書に『経済的需要と商事判例』(一九三八・有斐閣)、『商法総則』(一九三八・日本評論社)、『手形交換法論』(一九四二・岩波書店)、『日本商法論』(一九四三・日本評論社)、『商法学』(一九五二・岩波書店)、『近代商法の成立と発展』(一九五三・岩波書店)、『会社法』(一九五七・岩波書店)、『書齋とその周辺』(一九八二・大阪市立大学法学会)等がある。

(35) 実方正雄 【一九〇五—一九八七】東北帝国大学法文学部卒。大阪商科大学、大阪市立大学教授、小樽商科大学学長を歴任。著書に『金約款論』(一九三九・有斐閣)、『国際私法概論』(一九四二・有斐閣)、『統制機構と企業形態』(一九四四・ダイヤモンド社)、『資本と会社企業』(一九四九・有斐閣)、『商法学総論』(一九五〇・有斐閣)、『新株式会社法』(一九五〇・有斐閣)等がある。

(36) 下山瑛二 【一九二二—】東京帝国大学法学部卒。大阪市立大学教授、東京都立大学教授、同大学総長、大東文

- 化大学教授を歴任。著書に『国の不法行為責任の研究』（一九五八・有斐閣）、『人権の歴史と展望』（一九七二・法律文化社）、『人権と行政救済法』（一九七九・三省堂）、『健康権と国の法的責任』（一九七九・岩波書店）、『現代行政法の基礎』（一九八三・日本評論社）等がある。
- (37) 阿南成一【一九二四—】
 【東京帝国大学法学部卒。大阪市立大学教授、筑波大学教授、南山大学社会倫理研究所所长を歴任。著書に『現代の法哲学』（一九六〇・有斐閣）、『法哲学』（一九七五・青林書院新社）、『安楽死』（一九七七・弘文堂）、『医の倫理』（一九八五・六法出版社）、『現代自然法論の課題』（一九九一・成文堂）等がある。
- (38) 小室直人【一九一六—一九九七】
 東北大学法学部卒。大阪市立大学教授、南山大学教授、名城大学教授、大阪経済法科大学客員教授を歴任。著書に『上訴制度の研究』（一九六一・有斐閣）、『民事訴訟法』（一九八七・日本評論社）、『訴訟物と既判力』（一九九九・信山社）、『上訴・再審』（一九九九・信山社）、『執行・保全・特許訴訟』（一九九九・信山社）等がある。
- (39) 松本三之介【一九二六—】
 【東京大学法学部卒。大阪市立大学助教授、東京教育大学教授、東京大学教授、駿河台大学教授を歴任。著書に『国学政治思想の研究』（一九五七・有斐閣）、『天皇制国家と政治思想』（一九六九・未来社）、『近代日本の知的状況』（一九七四・中央公論社）、『日本政治思想史概論』（一九七五・勁草書房）、『明治精神の構造』（一九九三・岩波書店）等がある。
- (40) 石本泰雄【一九二四—】
 【東京大学法学部卒。大阪市立大学教授、上智大学教授を歴任。著書に『中立制度の史的研究』（一九五八・有斐閣）、『条約と国民』（一九六〇・岩波書店）等がある。
- (41) 西原道雄【一九二九—】
 【東京大学法学部卒。神戸大学教授、近畿大学教授を歴任。弁護士。著書に『相続（上・下）』（共著）（一九五六・河出書房）、『諸外国における交通事故による人身損害賠償の研究』（共著）（一九六六・日本国有关道）、『社会保障法（第五版）』（二〇〇二・有斐閣）等がある。
- (42) 篠塚昭次【一九二八—】
 早稲田大学法学部卒。早稲田大学教授を歴任。著書に『借地借家法の基本問題』（一九六二・日本評論新社）、『不動産法の常識（上・下）』（一九七〇—七二・日本評論社）、『土地所有権と現代』（一九七四・日本放送出版会）、『論争民法学（一—五）』（一九七〇—八二・成文堂）、『民法よみかたとしくみ』（一九八二・有斐閣）、『民法口話（一—四）』（一九八五—八九・有斐閣）等がある。

- (43) 福井秀夫【一九五八一】東京大学法学部卒。建設省、国土庁土地局、建設省都市局、住宅局市街地住宅整備室等を経て、官房会計課長補佐。その後、東京工業大学助教、法政大学教授を経て、現在、政策研究大学院大学教授。著書に『都市再生の法と経済学』（二〇〇一・信山社）、『官の詭弁学』（二〇〇四・日本経済新聞社）等がある。
- (44) 五十嵐清【一九二五—】東京大学法学部卒。北海道大学教授、札幌大学教授を歴任。著書に『比較法入門』（一九五九・日本評論社）、『名譽とプライバシー』（一九六八・有斐閣）、『契約と事情変更』（一九六九・有斐閣）、『比較民法と比較法』（一九八四・一粒社）、『私法入門』（一九九一・有斐閣）、『現代比較法学の諸相』（二〇〇二・信山社）、『人格権法概説』（二〇〇三・有斐閣）等がある。
- (45) 中川善之助【一八九七—一九七五】東京帝国大学法学部卒。東北（帝国）大学教授、学習院大学教授、金沢大学学長を歴任。著書に『身分法の基礎理論』（一九三九・河出書房）、『身分法の総則的課題』（一九四一・岩波書店）、『親族相続判例総評（全三巻）』（一九三六—四〇・岩波書店）、『日本親族法』（一九四二・日本評論社）、『親族法（上・下）』（一九五八—六一・青林書院）等がある。
- (46) 広中俊雄【一九二六—】東京大学法学部卒。千葉大学助教、東北大学教授、創価大学教授を歴任。著書に『契約法の研究』（一九五八・有斐閣）、『借地借家判例の研究』（一九六五・一粒社）、『民法論集』（一九七一・東京大学出版会）、『警備公安警察の研究』（一九七三・岩波書店）、『契約とその法的保護』（一九七四・創文社）、『法社会学論集』（一九七六・東京大学出版会）、『農地立法史研究（上）』（一九七七・創文社）、『民法綱要・第一巻総論（上）』（一九八九・創文社）、『広中俊雄著作集（第一巻—第八巻）』（一九九二—二〇〇四・創文社）等がある。
- (47) 香川保一【一九二二—】東京帝国大学法学部卒。東京地裁判事補、法務大臣官房長、法務省民事局長、東京高裁判事、浦和地裁所長、東京高裁部総括判事、札幌高裁長官、名古屋高裁長官、最高裁判事等を歴任。弁護士。著書に『工場及び鉱業抵当法』（一九五三・港出版合作社）、『担保』（一九五七・金融財政事情研究会）、『不動産登記論集』（一九八九・桂林書院）等がある。
- (48) 四宮和夫【一九一四—一九八八】東京帝国大学法学部卒。神奈川大学教授、立教大学教授、東京大学教授、新潟大学教授、成城大学教授を歴任。著書に『信託法』（一九五八・有斐閣）、『信託の研究』（一九六五・有斐閣）、『民法総則』（一九

- 七二・弘文堂、『請求権競合論』(一九七八・一粒社)、『事務管理・不当利得・不法行為(上・中・下)』(一九八一―八五・青林書院)、『四宮和夫民法論文集』(一九九〇・弘文堂)等がある。
- (49) 村松俊夫【一九〇二―一九八七】東北帝国大学法学部卒。東京地裁・東京区裁子備判事、長岡区裁・新潟地裁(長岡支部)判事、宇都宮地裁・宇都宮区裁判事、東京地裁・東京区裁判事、東京民事地裁・東京刑事地裁判事、東京控訴院判事、東京民事地裁部長、司法研修所司法教官、東京地裁部長、東京高裁判事、上智大学教授等を歴任。著書に『民事裁判の研究』(一九四〇・日光書院)、『民事裁判の諸問題』(一九五三・有信堂)、『弁論主義・釈明権』(一九五五・有斐閣)、『民訴雑考』(一九五九・日本評論社)、『境界確定の訴え』(一九七二・有斐閣)等がある。
- (50) 三ヶ月章【一九二一―】東京帝国大学法学部卒。東京大学教授、法務大臣を歴任。著書に『民事訴訟法』(一九五九・有斐閣)、『民事訴訟法研究(第一卷―第一〇卷)』(一九六二―八四・有斐閣)等がある。
- (51) 星野英一【一九二六―】東京大学法学部卒。東京大学教授、千葉大学教授、放送大学教授を歴任。著書に『借地借家法』(一九六九・有斐閣)、『民法論集(第一卷―第九卷)』(一九七〇―九九・有斐閣)、『民法概論(I―IV)』(一九七―九四・良書普及会)、『民法のすすめ』(一九九八・岩波書店)等がある。
- (52) 清水誠【一九三〇―】東京大学法学部卒。東京都立大学教授、神奈川大学教授を歴任。著書に『時代に挑む法律学』(一九九二・日本評論社)、『法と法律家をめぐる思索』(一九九七・日本評論社)等がある。
- (53) 貞家克己【一九三二―二〇〇三】東京大学法学部卒。千葉地裁・家裁判事補、法務大臣調査課付検事、法務大臣官房司法法制調査部参事官、法務省民事局参事官、法務大臣官房司法法制調査部長、法務大臣官房訟務部長、法務省訟務局長、東京高裁判事、法務省民事局長、宇都宮地裁所長、東京高裁部総括判事、横浜地裁所長、広島高裁長官、大阪高裁長官、最高裁判事、社団法人事情報センター理事等を歴任。著書に『執行官法概説』(共著) (一九六九・法曹会)、『新根抵当法』(共著) (一九七三・金融財政事情研究会)等がある。
- (54) 宮脇幸彦【一九二二―一九九四】東京帝国大学法学部卒。東京地裁・家裁判事補、長野地裁・家裁(諏訪支部)判事補、法務省民事局付検事、法務省民事局参事官、東京地裁判事、学習院大学教授を歴任。著書に『強制執行法(各論)』(一九七八・有斐閣)等がある。
- (55) 浦野雄幸【一九二八―】東京大学大学院修士課程修了。宇都宮地裁・家裁判事補、法務省民事局付検事、同参

事官、東京高裁判事、横浜地裁、名古屋地裁部総括判事、松山家裁所長、東海大学教授を歴任。弁護士。著書に『不動産登記読本』（一九六六・商事法務研究会）、『株式会社監査制度論』（一九七〇・商事法務研究会）、『民事執行法』（一九七九・商事法務研究会）、『要点民事執行法』（一九八一・商事法務研究会）等がある。

(56) 舟橋諄一【一九〇〇—一九九六】東京帝国大学法学部卒。九州（帝国）大学教授、法政大学教授、八幡大学教授、創価大学教授を歴任。『不動産登記法』（一九三七・日本評論社）、『民法総則』（一九五四・弘文堂）、『物権法』（一九六〇・有斐閣）等。

(57) 於保不二雄【一九〇八—一九九六】京都帝国大学法学部卒。立命館大学助教授、京都大学教授を歴任。『家族制度論』（一九四六・有斐閣）、『民法総則講義』（一九五一・有信堂）、『財産管理権論序説』（一九五四・有信堂）、『債権総論』（一九五九・有斐閣）等。

(58) 川島一郎【一九一七—】東京帝国大学法学部卒。法務庁民事局参事官、大臣官房訟務部長等を経て、法務省民事局長、東京高裁判事、宇都宮地裁所長、東京高裁判事、仙台高裁長官、東京高裁長官、公安審査委員会委員長、東洋大学教授を歴任。弁護士。